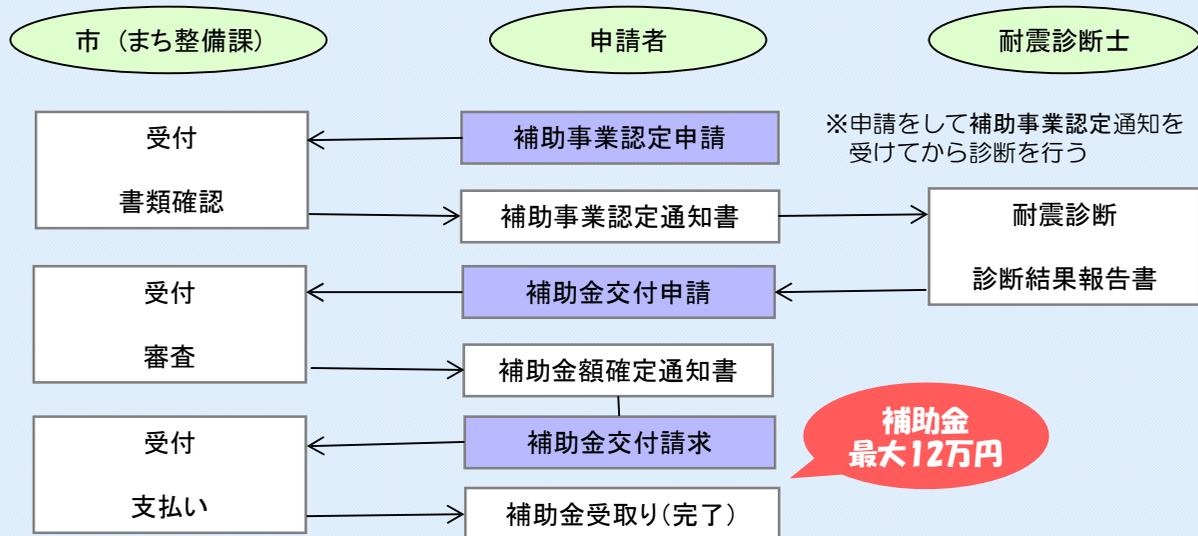


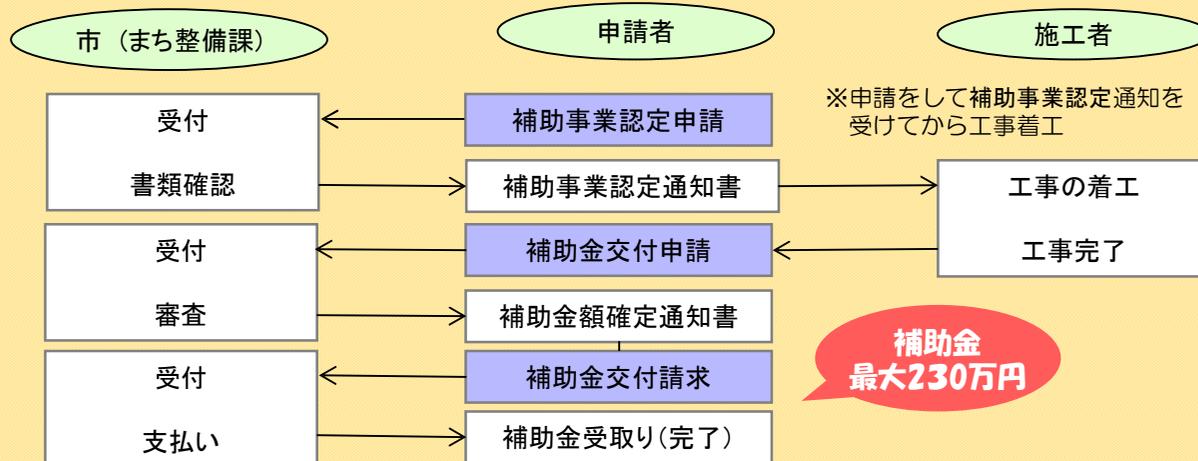
※耐震診断、耐震改修工事について、それぞれ個別での申請もできます。

耐震診断



診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅

耐震改修工事



代理受領について

- 補助金の申請者(市民)が事業者(耐震診断士・施工会社)に、補助金の受領を委任することで、事業者が直接補助金を受領することが出来る制度です。
- この制度を利用すると、申請者(市民)は、診断費用・工事費用のうち補助金額を差し引いた金額を用意すればよく、資金準備の負担が軽減されます。
- 申請者は代理受領制度を利用する・しないを選べます。

【問い合わせ】能美市土木部まち整備課 ☎0761-58-2251
能美市役所寺井分室 能美市寺井町た35番地